

第10章 事後調査の内容

第10章 事後調査の内容

10-1 事後調査を行うこととした理由

事後調査は、本事業に係る工事の実施時及び施設の供用時の環境の状況を把握し、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減することを目的として実施する。

10-2 事後調査の項目及び方法

10-2-1 工事の実施時

工事の実施時における事後調査の項目及び方法等は、表10-2.1に示すとおりである。

なお、動植物及び生態系の項目については、一部の貴重種に関して工事前の早期の段階より移植計画（移植場所、移植時期及び移植方法等）に係る検討を行い、その検討結果をもとに移植（仮移植を含む）及び移植後のモニタリングを行う計画としている。

表 10-2.1 工事の実施時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
騒音	建設機械の稼働	騒音レベル (L ₅)	保全対象立地位置を勘案して北側敷地境界付近の1地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	騒音レベル (L _{Aeq})	現況調査を行った河原インター線沿道1地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間帯)
振動	建設機械の稼働	振動レベル (L ₁₀)	保全対象立地位置を勘案して北側敷地境界付近の1地点	日本工業規格「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)
	工事用車両の走行	振動レベル (L ₁₀)	現況調査を行った河原インター線沿道1地点	日本工業規格「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間帯)
水質及び地下水	造成工事の実施	SS	現況調査を行った16地点、周辺の地下水1地点、周辺の排水路1地点、計18地点 河川・水路 11地点 池 4地点 地下水 3地点	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に準拠した方法	工事の施工中の濁水による影響が最も大きくなる、造成工事の時期とした。
植物	造成工事の実施	移植後の植物のモニタリング	重要種の移植地	ミズマツバ、ナツエビネ、コ克蘭の移植箇所において植物の活着状況等を確認する。	調査期間は移植後3年間とし、対象植物の状況確認に適した時期に毎年1回調査を実施する。
		ホンゴウソウのモニタリング	ホンゴウソウ確認地点周辺	ホンゴウソウの生育地点を確認し、分布状況、株数等を記録する。	調査期間は工事前～工事の実施時とし、ホンゴウソウの確認しやすい時期(8月～10月)に毎年1回実施する。
動物	造成工事の実施	フクロウの生息状況調査	対象事業実施区域周辺約0.5kmの範囲	任意調査、定点調査等によりフクロウの縄張りの分布状況、繁殖状況を把握する。	調査期間は工事前～工事の実施時とし、フクロウの繁殖時期である2月、4月、6月に調査を行う。
		カスミサンショウウオ、イモリの生息・産卵状況の確認	対象事業実施区域周辺約0.2kmの範囲	任意調査により移植したカスミサンショウウオの産卵状況、イモリの生息状況を確認する。	調査期間は工事の実施時とし、カスミサンショウウオの産卵期、イモリの越冬期である2月～3月の間に2回実施する。
		トゲアリ、クロマルハナバチ分布状況確認	対象事業実施区域周辺約0.5kmの範囲	任意調査、バイトトラップ調査により、トゲアリ、クロマルハナバチの分布状況を確認する。	調査期間は工事前とし、両種を確認しやすい夏季に1回実施する。
生態系	造成工事の実施	フクロウの生息状況調査	動物に記載した内容と同様	動物に記載した内容と同様	動物に記載した内容と同様

10-2-2 施設の供用時

施設の供用時における事後調査の項目及び方法等は、表10-2.2(1)、(2)に示すとおりである。また、供用時においては、表10-2.3に示す内容のモニタリングを継続して行う。

供用時における事後調査及びモニタリングの基本的考え方は、次のとおりである。

調査結果については、情報公開に努めるとともに類似施設である神谷清掃工場と同様に、今後地元住民により設けられる予定である協議会等と定期的な話し合いを行うことにより、適宜調査方法並びに調査期間等を見直していくこととする。

[鳥取県環境影響評価条例に基づく事後調査]

- ・煙突排ガスに関連する周辺大気環境調査及び事後調査に係る調査時期については、事業活動が定常となった時期（試運転期間（3ヵ月後）を経て、予測に用いたすべての設備機器（焼却炉を含む）が通常の稼働状態となった段階）から1年間を基本とする。ただし、その後の対応については、地元住民との協議状況等に基づき、必要に応じて調査計画の見直しを行う。
- ・施設の供用後に、環境影響が顕在化するまでに期間を要する土壌については、事業活動が定常となった時期から1年間を基本とする。ただし、その後の対応については、地元住民との協議状況等に基づき、必要に応じて調査計画の見直しを行う。
- ・動植物、水生生物及び生態系の調査については、影響を受ける側の特性（移植後に活着するまでの期間等）を踏まえ、1年～3年間程度を基本に調査を行う。

[供用後のモニタリング調査：大気汚染防止法に基づく調査、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査及び廃棄物処理法に係る施設維持管理計画に基づく自主測定]

- ・煙突排ガスを対象とした調査については、大気汚染防止法に基づき、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素を対象に2ヵ月に1回以上、水銀を対象に6ヵ月に1回以上の頻度で調査を行うほか、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、毎年1回以上の調査を行う。
- ・廃棄物処理法に係る施設維持管理計画に基づく自主測定（排ガス測定等）については、上記の法定検査のなかで併せて行うものとする。

[供用後のモニタリング調査：自主的な調査]

- ・地下水については、事業進捗状況を踏まえ、事業活動が定常となった時期から1年間とし、以降毎年1回以上、継続的にモニタリングを行う。

[地元住民との定期的な協議に基づく意見等を勘案のうえ実施に努める内容]

以下の項目については今後実施予定としている地元住民との定期的な協議等により調査計画の見直しを行っていくこととする。

- ・煙突排ガスを対象とした周辺大気環境調査に係る調査期間等
- ・土壌調査に係る調査期間等

表10-2.2(1) 施設の供用時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素 水銀 ダイオキシン類	最大着地濃度出現地点付近 2地点 現況調査を行った周辺7地点 直近民家、老人ホーム、小中学校等の要配慮施設5地点 計14地点	環境基準等に準拠した現地調査等	事業活動が定常となった時期から1年間のうち代表的な時期(4季)
騒音	施設の稼働	騒音レベル (L_5)	事業実施区域を取り囲む敷地境界付近の1地点 直近民家1地点 計2地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間(24時間)
	廃棄物運搬車両の走行	騒音レベル (L_{Aeq})	現況調査を行った河原インター線沿道1地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法(JIS Z 8731)」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間(施設関連車両走行時間帯)
振動	施設の稼働	振動レベル (L_{10})	事業実施区域を取り囲む敷地境界付近の1地点 直近民家1地点 計2地点	日本工業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間(24時間)
	廃棄物運搬車両の走行	振動レベル (L_{10})	現況調査を行った河原インター線沿道1地点	日本工業規格「振動レベル測定方法(JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間(施設関連車両走行時間帯)
悪臭	施設の稼働	特定悪臭物質 (22物質)	保全対象立地位置を勘案した敷地境界付近2地点 (風上側、風下側) 最大着地濃度出現地点付近2地点 直近民家、老人ホーム、小中学校等の要配慮施設5地点 計9地点	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の夏季に1回
		臭気指数	特定悪臭物質の調査地点と同一地点	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年9月 環境庁)に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の夏季に1回
水質及び地下水	施設の稼働	水質汚濁に係る環境基準の項目 (健康項目、生活環境項目) ダイオキシン類 イオン分析項目	現況調査を行った16地点 周辺の地下水1地点 周辺の排水路1地点 計18地点 河川・水路 11地点 池 4地点 地下水 3地点	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に準拠した方法 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に準拠した方法 JIS K0102「工場排水試験方法」及びJIS K0101「工業用水試験方法」	事業活動が定常となった時期の夏季に1回

表 10-2.2(2) 施設の供用時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
土 壤	施設の稼働	土壌ダイオキシン類 土壌の汚染に係る環境基準項目	最大着地濃度出現地点付近2地点 現況調査を行った周辺7地点 直近民家、老人ホーム、小中学校等の要配慮施設5地点 計14地点	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年環境省)に基づく現地調査	事業活動が定常となった時期から1年間のうち代表的な時期(1回)
植 物	施設の使用	ホンゴウソウのモニタリング	ホンゴウソウ確認地点周辺とする。	ホンゴウソウの生育地点を確認し、分布状況、株数等を記録する。	調査は供用時に実施し、ホンゴウソウの確認しやすい時期(8月～10月)に1回実施する。
動 物	施設の稼働	ため池に生息する移動能力が低い生物群	移殖地、及び対象事業実施区域周辺の調整池等	任意調査により移殖した生物の生息状況を確認する。	調査は供用3年後とする。調査時期は春季、夏季、秋季の3回とする。
		フクロウの生息状況調査	対象事業実施区域周辺約0.5kmの範囲	任意調査、定点調査等によりフクロウの縄張りの分布状況、繁殖状況を把握する。	調査は供用時に実施し、フクロウの繁殖時期である2月、4月、6月に調査を行う。
		鳥類の生息状況調査	対象事業実施区域周辺約1.5kmの範囲	任意調査、定点調査により、ブッポウソウ、サンショウクイ、トラツグミ、オオタカの生息、繁殖状況を把握する。	調査は供用時に実施し、鳥類の繁殖期である4月～7月に毎月1回実施する。
		カスミサンショウウオ、イモリの生息・産卵状況の確認	対象事業実施区域周辺約0.2kmの範囲	任意調査により移殖したカスミサンショウウオの産卵状況、イモリの生息状況を確認する。	調査期間は供用後3年間とし、カスミサンショウウオの産卵期、イモリの越冬期である2月～3月の間に2回実施する。
水生生物	施設の稼働	水生生物の分布状況の確認	調整池、水路、ビオトープ、ため池等	任意調査、ラインセンサスによりキイロヤマトンボの分布状況を把握する。	調査は供用3年後とする。調査時期は春季、夏季の2回とする。
		ゲンジボタルの分布状況調査	調整池、用水路、ビオトープ等	ラインセンサスによりゲンジボタルの分布状況を把握する。	調査は供用3年後とする。調査時期は初夏の2回とする。
生態系	施設の使用	樹林地の連続性の状況	残置森林及びその周辺	任意調査によりほ乳類等の出現状況を確認する。	調査は供用3年後とする。調査時期は春季、夏季、秋季の3回とする。
		フクロウの生息状況調査	動物に記載した内容と同様	動物に記載した内容と同様	動物に記載した内容と同様
		両生類の繁殖状況調査	調整池、用水路、ビオトープ等	任意調査によりモリアオガエルを代表とする両生類の繁殖状況を確認する。	調査は供用3年後とする。調査時期は5月、6月に各1回とする。

表 10-2.3 供用時におけるモニタリングの項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素	煙突	「大気汚染防止法」に基づく調査	施設供用後に2ヵ月を超えない作業期間ごとに1回以上
		水銀			施設供用後に6ヵ月を超えない作業期間ごとに1回以上
		ダイオキシン類	煙突	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく調査	施設供用後に毎年1回以上
地下水	施設の稼働	環境基準項目 ダイオキシン類 イオン分析項目	現地調査を行った 2地点 周辺の地下水2地点 計4地点	「水質汚濁に係る環境基準について」等に基づく調査	施設供用後に毎年1回以上

10-3 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、必要な措置を講ずるものとする。

10-4 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、事業並びに事後調査の進捗状況に応じて、鳥取県東部広域行政管理組合のホームページにおいて公表する。

事後調査結果の報告及び公表時期については、工事完了後の段階に1回、供用時のすべての調査が終了した段階に1回の計2回を基本とする。